

25長寿第59807号
高介第1157号
平成26年3月10日

各指定居宅介護支援事業者様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公印省略)
高松市健康福祉局長寿福祉部介護保険課長
(公印省略)

指定居宅介護支援における独居高齢者加算の算定要件について(通知)

このことについては、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第20号。)及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号厚生省課長通知。以下「平成12年第36号通知」という。)において示されているところです。

今年度、県が実施した重点検査において、当該加算の算定要件を満たしておらず請求誤りとなっていた事案が確認されたことから、下記のとおり改めて取扱いをお知らせします。

各事業所におかれましては、今後とも、当該加算の趣旨を踏まえ、適正に請求事務を処理されるようお願いいたします。

記

独居高齢者加算については、平成12年第36号通知において、「利用者から介護支援専門員に対し、単身で居住している旨の申立てがあった場合であって、介護支援専門員のアセスメントにより利用者が単身で居住していると認められる場合は算定できる」とされている。

また、本加算の趣旨は、「介護保険最新情報 Vol.69(平成21年3月23日付け厚生労働省事務連絡)問68」において示されているとおり、介護支援専門員がケアマネジメントを行う際に特に労力を要する独居高齢者に対する支援について評価を行うものである。

このことから、**当該加算の算定に当たっては、利用者が単に単身で居住しているかどうかのみによってではなく、利用者の生活全般についてその状態を十分に把握し、個々の事例に応じて適切に算定の可否を判断すること。**

なお、別紙のとおり算定可否の判断に当たっての考え方を示すので、参考にされたい。

【問い合わせ先】

香川県健康福祉部長寿社会対策課

在宅サービスグループ tel:087-832-3274

高松市健康福祉局長寿福祉部介護保険課

相談指導係 tel:087-839-2326

(参考)

- 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)

<抜粋>

指定居宅介護支援介護給付費単位数表

別表

ト 独居高齢者加算 150単位

注 独居の利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合には、1月につき所定単位数を加算する。

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号厚生労働省課長通知)

<抜粋>

独居高齢者加算について

当該加算は、利用者から介護支援専門員に対し、単身で居住している旨の申立てがあった場合であって、介護支援専門員のアセスメントにより利用者が単身で居住していると認められる場合は、算定できるものとする。なお、介護支援専門員のアセスメント結果については、居宅サービス計画等に記載する。また、少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問し、利用者が単身で居住している旨を確認し、その結果を居宅サービス計画等に記載すること。

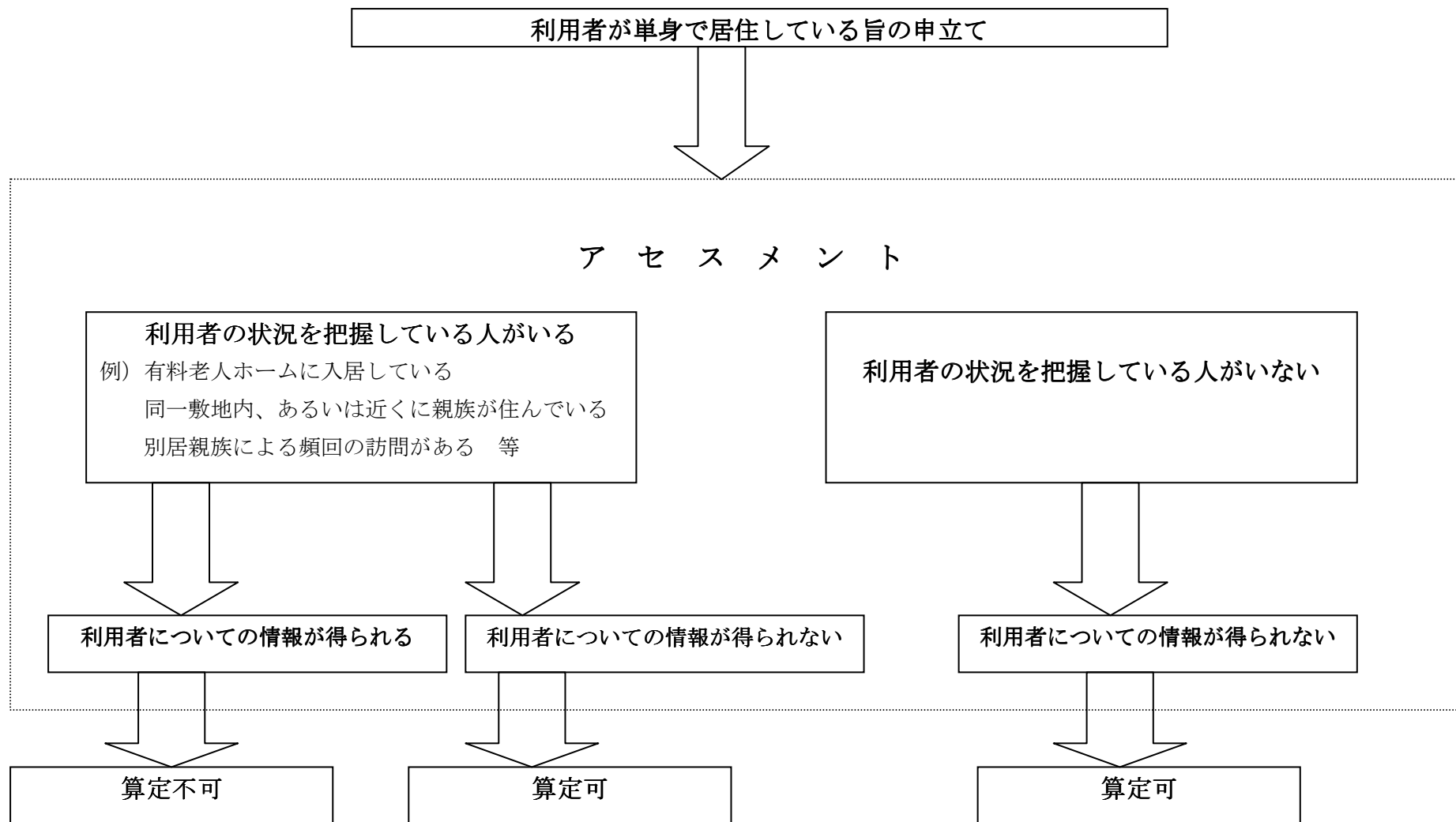
- 介護保険最新情報 Vol.69 (平成21年3月23日付け厚生労働省事務連絡) <抜粋>

問68

問) 独居高齢者加算において、利用者の申立てがあり、住民票上、単独世帯の場合はどのようなケースでも加算できるのか。

答) 当該加算は、介護支援専門員がケアマネジメントを行う際に、家族等と居住している利用者比べて、生活状況等の把握や日常生活における支援等が困難であり、訪問、電話など特に労力を要する独居高齢者に対する支援について評価を行うものであることから、住民票上、単独世帯であっても、当該利用者の状況等を把握している者が同居している場合は、当該加算の対象とはならないことから、介護支援専門員がアセスメント、モニタリング等の実態を踏まえた上で、判断することとなる。

指定居宅介護支援における独居高齢者加算の取扱いについて



※上記のフロー図はあくまでも考え方を示したものであり、最終的には個別の事例に応じて適切に判断すること。